

## 「相談する」を学ぶ —紙芝居による法教育教材の開発—

小 関 香 苗（東京司法書士会）  
稲 元 真 一（千葉司法書士会）

本発表では、法律相談時の相談者側の相談力を伸長させるべく作成した「相談のちから」（以下、本教材という）のコンセプト・ねらい・実施報告を中心に発表する。

司法書士として学校などで法律教室を実施する際には、限られた時間・回数の中で行わなくてはならないが、その中であっても一定の効果をあげるため、学習者に伝えるテーマを限定して教材化することにした。具体的には、①解釈、②相談、③提案の3つのテーマを選択し、本教材では②相談についてのちからを向上させるための教材を作成した。

※①解釈については、教材「解釈のちから（2012・福岡県司法書士会作成）」を既に制作済みで、主に全国各地の司法書士会が実施している親子法律教室などで使用している。解釈のちから同様、本教材も紙芝居による法教育教材である。

「相談」は、日常生活の中でも家族・友人など様々なところでなされるが、いずれも他者に対して行われるものである。相談者は、単に知識を尋ねたり、自分の判断の理解を求めたりと、相談をする目的も様々であり、その一方で、相談される側にも様々な事情が存在する。他者との間で行われる相談には、相談する側と相談される側との間の駆け引きが存在し、一種の交渉ということができるが、そこでは両者にしっかりと向き合う姿勢が重視される。相談する側からいえば、相談する側の抱える課題の解決に向けて、主体的にあるいは協働的に、相談される側から何らかの回答を引き出すプロセスと方法を学ぶことが重要である。

本教材の概要は、まず課題（海賊被害を食い止めるにはどうしたらよいか）が紙芝居形式で示され、次にグループワークを中心に学習者は“相談”について整理と準備をし、さらにその整理と準備をもとに各種の専門家役（長老、戦士、法専門家など）に実際に相談をして、海賊被害を食い止める方策を練るというものである。本教材はアクティブラーニングの手法を用いて、学習者が実際に各種専門家に相談することを体験し、相談の方法と価値について考えるものである。